庁 中 一 般 出先機関一般

寒川町職員服務規程及び寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 12 月 4 日

寒川町長 木 村 俊 雄

(寒川町職員服務規程の一部改正)

第1条 寒川町職員服務規程(昭和46年寒川町訓令第2号)の一部を次のように改正 する。

第27条に次の1項を加える。

2 当直員は、警備員室で当直に従事するものとする。

第33条第1項第5号中「庁舎」の次に「(一之宮分庁舎を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第 35 条第 4 号中「事項」の次に「(一之宮分庁舎に関する事項を除く。)」を加える。

第37条中「職員」を「総務部施設再編課の職員」に改め、「庁舎」の次に「(一 之宮分庁舎を除く。)」を加え、「知つた」を「知った」に、「うけ」を「受け」 に改め、同条に次の1項を加える。

2 町民部町民安全課の職員は、一之宮分庁舎又はその付近に火災その他の事変が 発生したことを知ったときは、速やかに登庁し、上司の指揮を受けなければなら ない。ただし、急迫の場合には、臨機の処置をしなければならない。

(寒川町事務決裁規程の一部改正)

第2条 寒川町事務決裁規程(昭和53年寒川町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2総務部の表施設再編課の項中庁舎の維持管理の項中「庁舎内外」を「庁舎(一之宮分庁舎を除く。)内外」に改め、「庁用備品」の次に「(一之宮分庁舎に係るものを除く。)」を、「その他庁舎」の次に「(一之宮分庁舎を除く。)」を加える。

別表第2町民部の表町民安全課の部防犯対策の項の次に次のように加える。

一之宮分庁		1	一之宮分
舎の維持管			庁舎の使用
理			承認
		2	一之宮分
			庁舎内外の
			設備の管理
		3	一之宮分
			庁舎に係る
			庁用備品の
			管理
		4	その他一
			之宮分庁舎
			の維持管理

附則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。